

9月1日から受給資格証が変わります

福祉医療費助成制度

福祉医療費助成制度

障がい者、一人親家庭等、子どもに対して、医療機関で支払った医療費の一部を助成する制度です。

受給資格のある義務教育就学前の子どもが三重県内の医療機関（医科・歯科・調剤薬局・訪問看護ステーション）を受診する場合は、現物給付の受給資格証（黄色）を窓口へ提示することで、窓口での支払いが無料になります。

義務教育就学前の子どもを除き、受給資格認定には本人と扶養義務者などに所得制限があります。申請をしていない人や、前年度以前に所得超過などで受給していない人は、助成が受けられる場合がありますので、保険年金課へご相談ください。

現在受給資格があり、9月以降も引き続き受給資格がある人には、8月下旬に新しい受給資格証を送付します。

加入している医療保険が変わった場合など、内容に変更があった時には市の窓口へ届け出をしてください。

障がい者

【対象者】

次のいずれかに該当する人で、本人と扶養義務者などの所得が所得制限額の額未満の人

- 身体障害者手帳1～3級のいずれかをお持ちの人
- 療育手帳AまたはBをお持ちの人
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの人

【手続きに必要なもの】

- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のうち該当するすべての手帳
- 健康保険証
- 印鑑
- 振込先となる口座の預金通帳
- 本人・扶養義務者などのマイナンバーがわかるもの
- 届出人の本人確認書類（顔写真付きの場合は1点、それ以外は2点）

【障がい者医療費所得制限額表】（万円）

扶養の人数	本人の所得額	扶養義務者などの所得額
0人	360.4	628.7
1人	398.4	653.6
2人	436.4	674.9
3人	474.4	696.2
4人	512.4	717.5
5人	550.4	738.8



一人親家庭等

【対象者】

次のいずれかに該当する人で本人と扶養義務者などの所得が所得制限額の額未満の人

- 父子家庭または母子家庭で養育されている*18歳未満児とその父または母
- 父または母のいない*18歳未満児とその養育者
- 父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）を持つ

*18歳未満児とその父または母
*18歳未満児：18歳に達する日以降最初の3月31日までの子ども

【手続きに必要なもの】

- 健康保険証
- 印鑑
- 振込先となる口座の預金通帳
- 児童扶養手当証書または公的年金証書と受給対象者の戸籍謄本
- 本人・扶養義務者などのマイナンバーがわかるもの
- 届出人の本人確認書類（顔写真付きの場合は1点、それ以外は2点）



【一人親家庭等医療費所得制限額表】(万円)

扶養の人数	本人の所得額	養育者・扶養義務者などの所得額
0人	192	236
1人	230	274
2人	268	312
3人	306	350
4人	344	388
5人	382	426

子ども

【対象者】

15歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもで保護者の所得が所得制限表の額未満の人
 ※義務教育就学前の子どもは所得制限がありません。

※手続きが遅れると、出生日から支給資格を取得できない場合があります。子どもが生まれたら、健康保険加入手続き後、早めに受給資格認定の手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

- 子の健康保険証
- 印鑑
- 振込先となる口座の預金通帳
- 子・保護者(父または母)のマイナンバーがわかるもの
- 届出人の本人確認書類(顔写真付き)の場合は1点、それ以外は2点

【子ども医療費所得制限額表】(万円)

扶養の人数	保護者の所得額
0人	622
1人	660
2人	698
3人	736
4人	774
5人	812

助成対象医療費

健康保険が適用される医療費(窓口負担額)

※障がい者医療の受給資格者のうち精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人は外来受診のみ対象
 ※高額療養費、公費負担金、附加給付金を差し引いた金額

【対象とならないもの】

- 学校管理下のけがなどによる、スポーツ保険の窓口負担額
- 健康診断や予防接種などの保険外診療分
- 入院時の食事代やベッド料などの医療外分

県内の医療機関を

受診するとき

健康保険証と福祉医療費受給資格証を必ず窓口へ提示してください。

提示がないと助成が受けられない場合があります。
 ※後期高齢者医療保険に加入している人は除きます。

県外の医療機関を

受診したとき

医療機関が発行する領収書(氏名・医療機関名・保険点数・領収印があるもの)と福祉医療費受給資格証を持って、保険年金課または各支所住民福祉課で申請してください。

※後期高齢者医療保険に加入している人は除きます。

療養費(コルセットなど)の

申請をしたとき

療養費に対する「意見書(写)」、「領収書(写)」、加入している保険者から届く「療養費支給決定通知書」と福祉医療費受給資格証を持って、保険年金課または各支所住民福祉課で申請してください。伊賀市国民健康保険に加入している場合、伊賀市国民健康保険の療養費の支給申請と同時に申請できます。



【問い合わせ】 保険年金課
 ☎ 22・96600 FAX 26・0151
 ✉ hoken@city.iga.lg.jp